

## 「外国証券取引口座約款」に関する補足説明について

令和2年「個人情報の保護に関する法律」等の改正により、令和4年4月1日から個人データの越境移転に関するお客様への情報提供の拡充等が必要となりました。現在、「外国証券取引口座約款」第33条（個人データ等の第三者への情報提供に関する同意）にて、外国にある第三者への提供についてお客様からの同意をいただいておりますが、上記法律等の改正により、今後は提供先国における個人情報保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等について、お客様に情報提供を行う必要があります。しかしながら、お客様の同意をいただくにあたり、①事前に個人情報の提供先を特定することが困難であること、また②提供先が決まる前にお客様の事前の同意が必要となることについては、下記の説明のとおりでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. 個人情報提供先の外国が特定できない旨及びその具体的な理由について  
(提供先が定まる前にお客様の同意を得る必要性を含みます)

- ①【提供先の外国が特定できないこと及びその具体的な理由について】

当社がお客様の個人データを外国にある第三者に提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の際に当該国名や当該国の個人情報保護に関する制度をあらかじめ公表することとされておりますが、将来にわたりお客様にお取引いただく金融商品は未定であり、また、どの外国当局・保管機関等から、お客様の個人データの提供要請を受けるかをあらかじめ把握することはできないため、事前に当該国名や当該国の個人情報保護に関する制度等をお知らせすることはできません。

- ②【提供先が定まる前にお客様の同意を得る必要性について】

外国証券又は預託証券の取引する際には、発行者又は取引所の所在国等の法令等を遵守するため、又はお客様の配当金、利子及び収益分配金等の果実を円滑に受領いただくために、当該国等の求め若しくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場合があります。このような場面において、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応をできない場合には、最終的に、お客様に不利益が生じるおそれがあります。よって、お客様に円滑に外国証券又は預託証券の取引を行っていただくため、本約款に規定された場面に限り、あらかじめ、個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。

2. 提供先の外国の名称に代わる参考情報（候補となる外国の名称等）

上記1. ①に記載のとおり、お客様にお取引いただく金融商品が未定であることから、事前に当該国名や当該国の個人情報保護に関する制度等をお知らせすることはできませんが、第三者提供が想定される外国の候補先については下記4カ国となっております。

・アメリカ合衆国 ・フランス共和国 ・イタリア共和国 ・スペイン王国

3. 事後的に提供先の第三者を特定できた場合についての情報提供

事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該外国の個人情報保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

以上